

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	福祉・援護課 恩給・援護担当
内線番号	4616

No.	項目	内容
①	処分名	戦傷病者手帳の再交付
②	法令名	戦傷病者特別援護法施行令
③	法令番号	昭和38年政令第358号
④	根拠条項	第6条
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第6条 厚生労働大臣は、戦傷病者手帳を破り、よごし、又は失つた者から戦傷病者手帳の再交付の請求があつたときは、戦傷病者手帳を交付する。
⑦	審査基準	
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 21日
	経由期間	7日
	協議機関	
	当該処分機関	14日
⑫	問合せ	福祉・援護課恩給・援護担当(075-414-4616)
⑬	備考	